

【事例 5】 前年分からの繰越譲渡損失を本年分の譲渡所得及び配当所得等から控除するケース

私は、平成28年中に辛証券山手支店の特定口座（源泉徴収口座）で次の取引を行いました。

譲 渡 区 分	譲渡の対価の額	取得費及び譲渡に要した費用の額等	差 引 金 額
上 場 分	5,000,000 円	4,600,000 円	400,000 円
特 定 信 用 分	—	—	—
合 計	5,000,000 円	4,600,000 円	400,000 円

また、この特定口座を通じて上場株式であるM商事の配当（収入金額60,000円）を受け取りました。
私は、これらの収入以外に、給与があります。

なお、前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額が1,350,000円（平成25年分の損失250,000円、平成26年分の損失300,000円及び平成27年分の損失800,000円）あります。

「確定申告書等作成コーナー」で申告書等を作成すると税額などが自動計算され便利です。この事例についての具体的な入力例は国税庁ホームページに掲載しています（詳しくは35ページ参照）。

1 - 1 「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」等を作成します。

「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」は、2面を書いた後に1面を書いてください。

上場株式等をお売りになった場合には「上場株式等」に、それ以外の株式等（一般株式等）をお売りになった場合には「一般株式等」に、右のように2面から転記してください。
※ 上場株式等の相対取引をした場合の記載方法については、税務署にお尋ねください。

この事例では、⑪欄の金額が黒字なので、この金額を「申告書第三表」⑥欄に転記してください。
なお、⑪欄の金額が赤字の場合はここでは転記せず「確定申告書付表」1面の⑤欄の金額を「申告書第三表」⑥欄に△を付けて転記します（28ページ参照）。

この事例の場合、辛証券の特定口座以外には株式等の譲渡がありませんので、「特定口座年間取引報告書」の添付をもって「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の添付に代えることもできます。

株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書

整理番号

この明細書は、「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」又は「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」を計算する場合に使用するものです。
なお、国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】の「確定申告書等作成コーナー」の画面の案内に従って収入金額などの必要項目を入力することにより、この明細書や確定申告書などを作成することができます。

住 所 E市○×町53-8 フリガナ フクオカ ヨシコ
(前住所) () 氏 名 福岡 良子
電話番号 〇〇〇-×××-△△△ 職業 会社員 関与税理士名 (電 話) ()

※ 譲渡した年の1月1日以後に転居された方は、前住所も記載してください。

1 所得金額の計算

一 般 株 式 等		上 場 株 式 等
収入金額	譲渡による収入金額 ①	5,000,000 円
	その他の収入 ②	
小 計 (①+②)	③	5,000,000 円
必要経費又は譲渡に要した費用等	取得費 (取得価額) ④	4,600,000 円
	譲渡のための委託手数料 ⑤	
	⑥	
小 計 (④から⑥までの計)	⑦	4,600,000 円
特定管理株式等のみなし譲渡損失の金額 (※1) (△を付けないで書いてください。)	⑧	
差 引 金 額 (③-⑦-⑧)	⑨	400,000 円
特定投資株式の取得に要した金額の控除 (※2) (⑨欄が赤字の場合は0と書いてください。)	⑩	
所得金額 (⑨-⑩)	⑪	400,000 円

申告書第三表④へ 黒字の場合は申告書第三表⑥へ

添付書類

この事例の場合に、「確定申告書」に添付する書類については、15ページの「添付書類」の2及び3を参照してください。

【事例 5】 の解説

○ あなたが行った取引は、「上場株式等」の取引に該当します。また、源泉徴収口座に受け入れたM商事の株式の配当は、「上場株式等の配当等」に該当します。この源泉徴収口座の譲渡所得及び配当所得は申告することにより、前年から繰り越した上場株式等に係る譲渡損失の金額を控除することができます。なお、控除してもなお控除しきれない上場株式等に係る譲渡損失の金額は、譲渡の年の翌年以後3年間にわたり繰り越すことができます（52ページ参照）。

これらの上場株式等の取引による譲渡所得の金額及び翌年に繰り越す譲渡損失の金額は、「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」、「所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表（上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除用）」で計算し、次のとおりとなります。

	収入金額	必要経費等	差引金額	翌年以後に繰り越される金額
(譲渡分)	5,000,000 円	4,600,000 円	400,000 円	0 円
(配当分)	60,000 円	0 円	60,000 円	0 円
(繰越分)			△ 1,350,000 円	△ 890,000 円

○ 「申告書B第一表、第二表」及び「申告書第三表（分離課税用）」については、各【事例】の記載例の手順に沿って作成してください。

※ 平成28年中に株式等の譲渡をしていない場合でも、前年から繰り越した上場株式等に係る譲渡損失の金額を翌年以後に繰り越す場合には、確定申告書に「所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表（上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除用）」を添付して提出する必要があります。

(注) この付表は、翌年以後の申告で必要になりますので控用も併せて作成し保管してください。

平成28年分株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書（2面上部）

2 申告する特定口座の上場株式等に係る譲渡所得等の金額の合計

口 座 の 区 分	取 引 先 (金融商品取引業者等)	譲渡の対価の額 (収入金額)	取得費及び譲渡に要した費用の額等	差 引 金 額 (譲渡所得等の金額)	源泉徴収税額
源泉口座 簡易口座	証券会社 山手 本店 出張所 ()	5,000,000 円	4,600,000 円	400,000 円	61,260 円
源泉口座 簡易口座	証券会社 銀行 ()				
源泉口座 簡易口座	証券会社 銀行 ()				
源泉口座 簡易口座	証券会社 銀行 ()				
源泉口座 簡易口座	証券会社 銀行 ()				
合 計 (上場株式等 (特定口座))		5,000,000 円	4,600,000 円	400,000 円	61,260 円

申告する特定口座の上場株式等に係る譲渡所得等の金額については、源泉口座・簡易口座のいずれかを「○」で囲み、口座ごとに書いてください。

「申告書B第二表」の「所得の内訳（所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額）」欄に転記してください。

「源泉徴収税額」欄及び「株式等譲渡所得割額」欄の金額がある場合、「申告書B第二表」に転記してください。【参考】源泉徴収口座を申告する場合の転記方法（57ページ）を参照してください。

平成28年分 特定口座年間取引報告書

特定口座開設者	住 所 E市○×町53-8	フリガナ フクオカ ヨシコ	氏 名 福岡 良子	勤労の種類 ① 専業 ② 兼業	口座開設年月日 21・7・14	源泉徴収の選択 ① 有 ② 無
源泉徴収税額 (所得税)	61,260 円	株式等譲渡所得割額 (住民税)	20,000 円	外国所得税の額	0 円	
譲 渡 区 分	① 譲渡の対価の額 (収入金額)	② 取得費及び譲渡に要した費用の額等	③ 差引金額 (譲渡所得等の金額)			
上 場 分	5,000,000 円	4,600,000 円	400,000 円			
特 定 信 用 分						
合 計	5,000,000 円	4,600,000 円	400,000 円			

1-2 「所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表」を作成します。

この付表の作成が必要なケースは【事例3】の19ページで説明していますので、参照してください。

【事例3】の記載例の書き方（19ページ）を参照して書いてください。

この付表の記載に当たっては、赤字の金額は△を付けないで書いてください。

平成28年分の上場株式等に係る譲渡所得等の金額が赤字の方のみ書いてください（【事例3】19ページ参照）。
この事例では、黒字なので記入の必要はありません。

⑤欄の金額は、平成28年分の上場株式等に係る譲渡所得等の金額が赤字の方のみ書いてください（【事例4】25ページ参照）。
この事例では、黒字なので記入の必要はありません。

第三表⑥欄へ（28ページ参照）

④⑤⑥欄には、前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額を書いてください（「平成27年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表（控）」を参考に、該当の年分欄に記入してください。）。

確定申告書付表（1面）

平成28年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表（上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除適用）

住所（又は事業所、事務所、居所など） E市〇×町53-8

フリガナ フクオカ ヨシコ

氏名 福岡 良子

まず「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の作成をしてください。

1 本年分の上場株式等に係る譲渡損失の金額及び分離課税配当所得等金額の計算
（赤字の金額は、△を付けないで書きます。〔2面〕の2も同じです。）

○「①上場株式等に係る譲渡所得等の金額」が黒字の場合又は「②上場株式等に係る譲渡損失の金額」がない場合には、(1)の記載は要しません。また、「④本年分の損益通算前の分離課税配当所得等金額」がない場合には、(2)の記載は要しません。

(1) 本年分の損益通算前の上場株式等に係る譲渡損失の金額

上場株式等に係る譲渡所得等の金額 （「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の1面の「上場株式等」の①欄の金額）	①	円
上場株式等に係る譲渡損失の金額（※） （「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の1面の「上場株式等」の②欄の金額）	②	
本年分の損益通算前の上場株式等に係る譲渡損失の金額 （①欄の金額と②欄の金額のうち、いずれか少ない方の金額）	③	

※②欄の金額は、租税特別措置法第37条の12の2第2項に規定する上場株式等の譲渡以外の上場株式等の譲渡（相対取引）がある場合には、同項に規定する上場株式等の譲渡に係る金額（「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の1面の「上場株式等」の③欄の括弧書きの金額）のみを記載します。

(2) 本年分の損益通算前の分離課税配当所得等金額

種目・所得の生ずる場所	利子等・配当等の収入金額（税込）	配当所得に係る負債の利子
辛証券 山手支店	60,000 円	
合 計	申告書第三表②へ 60,000	④
本年分の損益通算前の分離課税配当所得等金額 （②-④）（赤字の場合には0と書いてください。）		60,000

（注）利子所得に係る負債の利子は控除できません。

(3) 本年分の損益通算後の上場株式等に係る譲渡損失の金額又は分離課税配当所得等金額

本年分の損益通算後の上場株式等に係る譲渡損失の金額 （③-④） （③欄の金額≧④欄の金額の場合には0と書いてください。） （(2)の記載がない場合には、③欄の金額を移記してください。）	⑤	円
本年分の損益通算後の分離課税配当所得等金額 （④-③） （③欄の金額≧④欄の金額の場合には0と書いてください。） （(1)の記載がない場合には、④欄の金額を移記してください。）	⑥	60,000

確定申告書付表（2面上部）

2 翌年以後に繰り越される上場株式等に係る譲渡損失の金額の計算

譲渡損失の生じた年分	前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額	本年分で差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額（※1）	本年分で差し引くことのできなかった上場株式等に係る譲渡損失の金額
本年の3年前分 平成25年分	④（前年分の付表の⑦欄の金額）円	⑤（上場株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分）円	⑥（本年の3年前分の譲渡損失の金額を翌年以後に繰り越すことはできません。）
本年の2年前分 平成26年分	⑤（前年分の付表の⑧欄の金額）円	⑥（上場株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分）円	⑦（⑥-⑤-⑥）円
本年の前年分 平成27年分	⑥（前年分の付表の⑨欄の金額）円	⑦（上場株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分）円	⑧（⑦-⑥-⑦）円
本年分で上場株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額の合計額（⑤+⑥+⑦）	⑨		
本年分で分離課税配当所得等金額から差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額の合計額（⑧+⑨）	⑩		

（注）①面の⑤欄及び②面の⑦欄の金額は、翌年の確定申告の際に使用するための申告が必要ですので、必ず記入してください。

平成28年分 特定口座年間取引報告書

特定口座開設者	住所（居所）	フリガナ	フクオカ ヨシコ	勘定の種類	① 保管 ② 信用 ③ 配当等
氏名	E市〇×町53-8	福岡 良子		口座開設年月日	21・7・14
前年度提出時の住所又は居所		生年月日	明・大 37・12・27	源泉徴収の選択	① 有 ② 無

特定口座開設者の配当等の種類	配当等の額	源泉徴収税額（所得税）	配当割額（住民税）	特別分配金の額	外国所得税の額
① 株式、出資又は基金	60 000 円	9 189 円	3 000 円		
② 特定株式投資信託					
③ 投資信託又は特定受益証券発行信託（⑤、⑦及び⑧以外）					
④ オープン型証券投資信託					
⑤ 国外株式又は国外投資信託等					
⑥ 合計（①+②+③+④+⑤）	60 000	9 189	3 000		
⑦ 公債債権					
⑧ 社債債権					
⑨ 投資信託又は特定受益証券発行信託（⑩及び⑪以外）					
⑩ オープン型証券投資信託					
⑪ 国外公債債権又は国外投資信託等					
⑫ 合計（⑦+⑧+⑨+⑩+⑪）					
⑬ 譲渡損失の金額					
⑭ 差引金額（⑬+⑫-⑬）	60 000	9 189	3 000		
⑮ 納付税額					
⑯ 還付税額（⑮+⑮-⑮）					

第三表（右下部）「○ 分離課税の上場株式等の配当所得等に関する事項」欄へ（28ページ参照）

「平成28年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表」の作成に当たっては、「平成27年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表（控）」の確認が必要となります。

《参考》平成27年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表（控）

《参考》平成27年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表（控）（2面上部）

2 翌年以後に繰り越される上場株式等に係る譲渡損失の金額の計算

譲渡損失の生じた年分（※1）	前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額（※2）	本年分で差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額（※3）	本年分で差し引くことのできなかった上場株式等に係る譲渡損失の金額
本年の3年前分 平成24年分	④（前年分の付表の⑦欄の金額）円	⑤（株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分）円	⑥（本年の3年前分の譲渡損失の金額を翌年以後に繰り越すことはできません。）
本年の2年前分 平成25年分	⑤（前年分の付表の⑧欄の金額）円	⑥（株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分）円	⑦（⑥-⑤-⑥）円
本年の前年分 平成26年分	⑥（前年分の付表の⑨欄の金額）円	⑦（株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分）円	⑧（⑦-⑥-⑦）円
本年分で上場株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額の合計額（⑤+⑥+⑦）	⑨		
本年分で分離課税配当所得等金額から差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額の合計額（⑧+⑨）	⑩		

《参考》平成27年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表（控）（1面下部）

(3) 本年分の損益通算後の上場株式等に係る譲渡損失の金額又は分離課税配当所得金額

本年分の損益通算後の上場株式等に係る譲渡損失の金額 （③-④） （③欄の金額≧④欄の金額の場合には0と書いてください。） （(2)の記載がない場合には、③欄の金額を移記してください。）	⑤	円
本年分の損益通算後の分離課税配当所得金額 （④-③） （③欄の金額≧④欄の金額の場合には0と書いてください。） （(1)の記載がない場合には、④欄の金額を移記してください。）	⑥	0

「確定申告書付表」1面の1(2)「利子等・配当等の収入金額（税込）」欄に転記します（⑤欄の金額がある場合は、⑨欄の金額と⑤欄の金額の合計額を転記します）。
なお、⑰欄の金額を転記しないよう、ご注意ください（24、25ページ参照）。

「納付税額」欄の金額がある場合、「申告書B第二表」に転記してください（57ページ参照）。

この平成24年分の譲渡損失の金額（500,000円）は、平成28年分の上場株式等に係る譲渡所得等の金額及び分離課税配当所得等金額から控除することはできません。

この金額が平成27年分の譲渡損失の金額です。

この事例では、本年分で差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額（⑤～⑩欄）は次のとおりです。

【⑤欄】⑪欄（※1）の金額から差し引く⑤欄の金額

⑤欄（250,000円）＜⑪欄（※1）（400,000円）となりますので、⑤欄には250,000円と書きます。

【⑥欄】⑥欄（※2）の金額から差し引く⑥欄の金額

⑥欄の金額（250,000円）を⑪欄（※1）の金額から全て引ききれましたので書きません。

【⑦欄】⑪欄（※1）の金額から差し引く⑦欄の金額

⑦欄（300,000円）＞（⑪欄（※1）－⑤欄）（400,000円－250,000円＝150,000円）となりますので、⑦欄には150,000円と書きます。

【⑧欄】⑥欄（※2）の金額から差し引く⑧欄の金額

⑧欄の残額（300,000円－150,000円（⑦欄）＝150,000円）＞⑥欄（※2）（60,000円）となりますので、⑧欄には60,000円と書きます。

【⑨欄・⑩欄】

⑪欄（※1）の金額と⑥欄（※2）の金額が⑤⑦⑧欄で全て差し引かれたので記入しません。

※1 「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の「上場株式等」の⑪欄（30ページ参照）のことで。

※2 「確定申告書付表」1面の⑥欄（32ページ参照）のことで。

確定申告書付表（2面／続き）

2 翌年以後に繰り越される上場株式等に係る譲渡損失の金額の計算

譲渡損失の生じた年分	前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額	本年分で差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額（※1）	本年分で差し引くことのできなかった上場株式等に係る譲渡損失の金額
本年の3年前分（平成25年分）	④ 前年分の付表の⑤欄の金額 円 250,000	⑤ 上場株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分 円 250,000 ⑥ 分離課税配当所得等金額から差し引く部分 円 0	⑦ 本年の3年前分の譲渡損失の金額を翌年以後に繰り越す 円 0
本年の2年前分（平成26年分）	④ 前年分の付表の⑤欄の金額 円 300,000	⑤ 上場株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分 円 150,000 ⑥ 分離課税配当所得等金額から差し引く部分 円 60,000	⑦ ④－⑤－⑥ 円 90,000
本年の前年分（平成27年分）	④ 前年分の付表の⑤欄の金額 円 800,000	⑤ 上場株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分 円 0 ⑥ 分離課税配当所得等金額から差し引く部分 円 800,000	⑦ ④－⑤－⑥ 円 800,000
本年分で上場株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額の合計額（⑤＋⑥＋⑦）		⑧ 計算明細書の「上場株式等」の⑧へ 円 400,000	
本年分で分離課税配当所得等金額から差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額の合計額（⑥＋⑦＋⑧）		⑨ 申告書第三表⑨へ 円 60,000	
翌年以後に繰り越される上場株式等に係る譲渡損失の金額（⑤＋⑦＋⑧）		⑩ 申告書第三表⑩へ（※2） 円 890,000	

前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額を控除した後の本年分の分離課税配当所得等金額の計算

○「⑥本年分の損益通算後の分離課税配当所得等金額」がない場合には、この欄の記載は要しません。

前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額を控除した後の本年分の分離課税配当所得等金額（※）

※ ⑫欄の金額を申告書に転記するに当たって申告書第三表の⑫欄の金額が同⑩欄の金額から控除しきれない場合には、税務署にお尋ねください。

平成28年分株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書（1面下部）

所得金額の計算	一般株式等	上場株式等
⑨欄が赤字の場合は0と書いてください。		
所得金額（⑨－⑩）	⑪ 申告書第三表⑪へ 円 400,000	黒字の場合は申告書第三表⑪へ 円 400,000
本年分で差し引く上場株式等に係る繰越損失の金額（※3）	⑫ 申告書第三表⑫へ 円 400,000	申告書第三表⑫へ 円 0
繰越控除後の所得金額（※4）（⑪－⑫）	⑬ 申告書第三表⑬へ 円 0	申告書第三表⑬へ 円 0

⑤欄から⑤欄には、上場株式等に係る譲渡所得等の金額及び分離課税配当所得等金額から控除する前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額を書いてください（「前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額」欄（④⑤⑥欄）の金額を限度とし、最も古い年分である上段から上場株式等に係る譲渡所得等、分離課税配当所得等の順に控除します。）。

⑨欄には⑤⑦⑧欄の合計額を、⑩欄には⑥⑧⑨欄の合計額を書いてください。

⑨欄の金額が、平成28年分の上場株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額となります。

また、⑩欄の金額が、平成28年分の分離課税配当所得等金額から差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額となります。

この事例では、⑦欄の金額と⑧欄の金額の合計額（⑩欄の金額）が翌年以後に繰り越される上場株式等に係る譲渡損失の金額となります。

第三表⑭欄へ（1,000円未満の場合、転記の必要はありません。）。

申告書第三表（右中部）

株式等配当先物取引	本年分の⑥⑦から差し引く繰越損失額	翌年以後に繰り越される損失の金額
⑧7	400,000	
⑧8	890,000	
⑧9	60,000	
⑧9		
⑧9		
⑧9		
⑧9		
⑧9		
⑧9		

⑫欄には、⑪欄が黒字の場合で「確定申告書付表」2面の⑨欄の金額がある場合にこの⑨欄の金額を転記してください。

⑫欄の金額は、⑪欄の金額を超えることはありません。

第三表⑭欄へ（1,000円未満の場合、転記の必要はありません。）。

②～⑦ 第一表、第二表及び第三表を作成します。

○【事例1】から【事例4】の記載例を参照してください。